

経営相談 Q & A

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の概要

Q

2016年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されます。小規模事業者である当社としてもできるところから準備を進めているつもりですが、今一度全体像を把握するために、制度の概要と、参考資料や問い合わせ窓口について教えてくださいませんか？

A

1. 民間事業者への影響

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、2016年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使用がはじまります。それに伴い民間事業者も、税や社会保険の手続で、従業員などのマイナンバーを取扱います。

2. 必要な対応

まずは対象業務を洗い出した上で、組織としての対応が必要です。

(1) マイナンバー導入チェックリスト

1	決定する	マイナンバーを扱う担当者を決める。
2	集める	マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認を行う。
3	適切に管理する	マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管する。
4		ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行う。
5		退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄する。
6	理解する	従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行う。

（資料）政府広報オンライン「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」

(2) マイナンバー導入に必要な準備

項目	具体的な内容
マイナンバーを適正に扱うための社内規程づくり	基本方針、取扱規程の策定
マイナンバーに対応したシステム開発や改修	人事、給料、会計システム等への対応
特定個人情報の安全管理措置の検討	組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など
社内研修・教育の実施	特に総務・経理部門などマイナンバーを取扱う事務を行う従業員への周知徹底

（資料）政府広報オンライン「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」

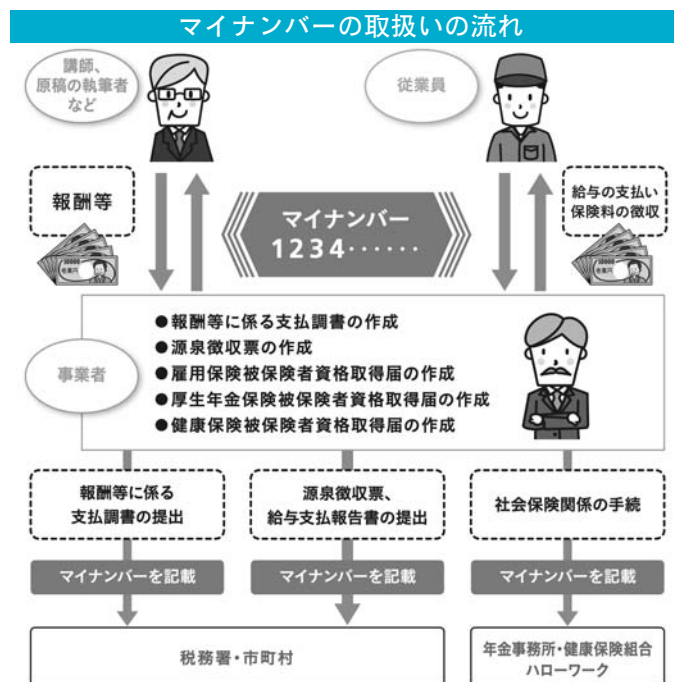
「特定個人情報」とは「その内容にマイナンバーを含む個人情報」を指す。個人情報保護法で定義されていた従業員の氏名・電話番号・住所などの個人情報に、マイナンバーが加わったものが、典型的な特定個人情報に当たる。

(3) マイナンバーの取扱いの流れ

マイナンバーの取得については、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等に個人番号の提供を求めることができます。

利用場面としては、入社、身上関係変更（結婚、被扶養者追加等）、休職・復職、組織異動（分社、出向等）、証明書発行、退社などが挙げられます。

対象業務の例としては、社会保険関係手続（雇用保険、健康保険、厚生年金保険等）、税務関係手続（年末調整、源泉徴収等）などがあります。



（資料）政府広報「いよいよマイナンバー制度が始まります。」パンフレット

マイナンバーの開示・訂正・利用停止等の取扱いは、個人情報保護法における取扱いと同じです。特定個人情報を適正に取り扱ってれば、第三者への提供の停止を求められる事態は生じません。

3. マイナンバー取扱いの注意点

行政機関だけでなく、民間事業者にも特定個人情報の適正な取扱いが求められます。

(1) マイナンバーの利用範囲

法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

(2) マイナンバーの提供の要求

社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

(3) マイナンバーの提供の要求の制限／特定個人情報の提供や収集の制限

法律で限定的に明記された場合を除き、提供の要求、提供、および収集をしてはなりません。

4. マイナンバーの安全管理

個人情報保護のために、マイナンバーの管理に際しては、安全管理措置などが義務付けられます。

(1) 委託先の監督

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部を委託する者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

(2) 再委託等

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託の場合も同様です。

(3) マイナンバーの安全管理措置

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じな

ければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

国では、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています（特例の具体的な内容についてはガイドライン等をご参照ください）。

(4) 特定個人情報の保管制限

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

(5) 特定個人情報の廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

5. その他

2015年10月より、国税庁から法人に対し13桁の「法人番号」を記載した通知書が送付されています。法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され誰でも利用可能であり、マイナンバーとは異なるものなのでご注意ください。

マイナンバーについて、概要やよくある質問（FAQ）、ガイドライン、総合的な問い合わせ窓口などが用意されていますので、ご活用ください。

●政府広報オンライン

「マイナンバー 事業者のみなさまへ」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/corp/>

●内閣官房「マイナンバー よくある質問（FAQ）」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/>

●特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等（従業員研修用資料もあり）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

●総務省「マイナンバー総合フリーダイヤル」

0120-95-0178（無料）

平日 9:30～22:00、土日祝 9:30～17:30

（年末年始 12月29日～1月3日を除く）

（吉村謙一）